

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ロイヤルホームセンター カブシキガイシャ ロイヤルホームセンター株式会社
 住所 大阪市西区阿波座一丁目5番16号
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ナカヤマ マサアキ 中山 正明
 電話番号 06-4391-8830
 FAX番号 06-4391-8831
 メールアドレス roysupport02@royal-hc.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業の 管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10 (水道法施行規則第 34 条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

届出者 年 月 日

氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社

住 所 大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号

代表者氏名 代表取締役 中山 正明



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ロイヤルホームセンター カブシキガイシャ ナラテン ロイヤルホームセンター 株式会社 奈良店		
住 所	奈良県奈良市西九条町3-13		
フリガナ 代表者の氏名	ナカヤマ マサアキ 代表取締役 中山 正明		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の本社住所	大阪府大阪市北区堂島 浜2丁目1番29号	大阪府大阪市西区 阿波座一丁目5番16号	令和元年12月 16日
事業者の電話番号	06-4796-6650	06-4391-8830	令和元年12月 16日
事業者のFAX番号	06-4796-6686	06-4391-8831	令和元年12月 16日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社

会社法人等番号	1200-01-072223	
商号	ロイヤルホームセンター株式会社	
本店	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	平成19年 9月 1日移転
		平成19年 9月 3日登記
	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	平成29年 7月31日移転
		平成29年 8月 3日登記
	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	令和 1年12月16日移転
		令和 1年12月18日登記
公告をする方法	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	平成18年 6月 8日変更
		平成18年 6月20日登記
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.royal-hc.co.jp/kessan/	平成15年12月12日設定
		平成15年12月22日登記
会社成立の年月日	平成5年7月14日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>建築資材、塗料、木材、金物、建築工具・器具、家具、インテリア・エクステリア用品、家庭用電気機器、厨房機器および空調設備の販売</u> 2. <u>動物、動物用医薬品、ペット用品、植物、園芸用品、農機具、畜産機具、肥料、農薬、劇物および毒物の販売</u> 3. <u>日用品雑貨、衣料品、スポーツ用品、釣具、楽器、玩具、遊戯具、書籍、文房具、事務用機械・器具および度量衡計器の販売</u> 4. <u>時計、眼鏡、電話機器、写真機、写真材料、光学機器、美術工芸品、装身具および喫煙具の販売</u> 5. <u>煙草、塩、酒類、印紙、切手、医薬品、化粧品、食料品、飲料品および石油・ガスその他燃料の販売</u> 6. <u>自動車、自動二輪車、原付自転車、自転車およびその部品、付属品の販売ならびに整備業</u> 7. <u>動物の飼育ならびに植物の栽培</u> 8. <u>出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびコンピュータのハードウェア・ソフトウェアの製造・販売</u> 9. <u>介護用品、福祉用具、健康器具、医療用器材および医療用消耗品の販売</u> 10. <u>前各号の商品の卸売、レンタル・リースならびに輸出入業</u> 11. <u>一般旅行業、国内旅行業および旅行業代理店業</u> 12. <u>自家発行型前払式証票および第三者発行型前払式証票の発行および販売</u> 	

	<p>13. <u>金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証</u></p> <p>14. <u>文化教室、各種教育研修会および講習会の開催ならびに開催の受託</u></p> <p>15. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、管理</u></p> <p>16. <u>土木建築工事、増改築工事、造園工事、および室内設備装飾工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、石工事、左官工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、建具工事の請負業</u></p> <p>17. <u>建築物の設計、工事監理</u></p> <p>18. <u>介護保険法に基づく、下記の居宅サービス事業および居宅介護支援事業</u> <u>イ. 居宅療養管理指導の居宅サービス事業</u> <u>ロ. 短期入所生活介護の居宅サービス事業</u> <u>ハ. 痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業</u> <u>ニ. 通所介護の居宅サービス事業</u> <u>ホ. 通所リハビリテーションの居宅サービス事業</u> <u>ヘ. 特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業</u> <u>ト. 福祉用具貸与および販売の居宅サービス事業</u> <u>チ. 介護予防福祉用具貸与および販売の介護予防サービス事業</u> <u>リ. 訪問介護の居宅サービス事業</u> <u>ヌ. 訪問看護の居宅サービス事業</u> <u>ル. 訪問入浴介護の居宅サービス事業</u> <u>ヲ. 訪問リハビリテーションの居宅サービス事業</u></p> <p>19. <u>看護ならびに介護スタッフの教育訓練業務</u></p> <p>20. <u>労働者派遣法に基づく、一般労働者および特定労働者の派遣事業</u></p> <p>21. <u>クレジットカードの取扱業務</u></p> <p>22. <u>貨物運送業務</u></p> <p>23. <u>古物商に関する一切の業務</u></p> <p>24. <u>廃棄物の収集、運搬、処理および資源再利用事業</u></p> <p>25. <u>建物および各種付属施設の保守・管理・修理・清掃・消毒および害虫等の駆除に関する事業</u></p> <p>26. <u>発電および売電に関する事業</u></p> <p>27. <u>前各号に掲げる事業のコンサルティング業務および各種市場調査の受託</u></p> <p>28. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">平成26年10月31日変更 平成26年11月10日登記</p>
	<p>1. <u>建築資材、塗料、木材、金物、建築工具・器具、家具、インテリア・エクステリア用品、家庭用電気機器、厨房機器および空調設備の販売</u></p> <p>2. <u>動物、動物用医薬品、ペット用品、植物、園芸用品、農機具、畜産機具、肥料、農薬、劇物および毒物の販売</u></p> <p>3. <u>日用品雑貨、衣料品、スポーツ用品、釣具、楽器、玩具、遊戯具、書籍、文房具、事務用機械・器具および度量衡計器の販売</u></p> <p>4. <u>時計、眼鏡、電話機器、写真機、写真材料、光学機器、美術工芸品、装身具および喫煙具の販売</u></p> <p>5. <u>煙草、塩、酒類、印紙、切手、医薬品、化粧品、食料品、飲料品および石油・ガスその他燃料の販売</u></p> <p>6. <u>自動車、自動二輪車、原付自転車、自転車およびその部品、付属品の販売ならびに整備業</u></p> <p>7. <u>動物の飼育ならびに植物の栽培</u></p> <p>8. <u>出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびコンピュータのハードウェア・ソフトウェアの製造・販売</u></p> <p>9. <u>介護用品、福祉用具、健康器具、医療用器材および医療用消耗品の販売</u></p> <p>10. <u>前各号の商品の卸売、レンタル・リースならびに輸出入業</u></p> <p>11. <u>一般旅行業、国内旅行業および旅行業代理店業</u></p>

	<p>12. 自家発行型前払式証券および第三者発行型前払式証券の発行および販売 13. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証 14. 文化教室、各種教育研修会および講習会の開催ならびに開催の受託 15. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理 16. 土木建築工事、増改築工事、造園工事、および室内設備装飾工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、石工事、左官工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、建具工事、電気工事の請負業 17. 建築物の設計、工事監理 18. 介護保険法に基づく、下記の居宅サービス事業および居宅介護支援事業 イ. 居宅療養管理指導の居宅サービス事業 ロ. 短期入所生活介護の居宅サービス事業 ハ. 痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業 ニ. 通所介護の居宅サービス事業 ホ. 通所リハビリテーションの居宅サービス事業 ヘ. 特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業 ト. 福祉用具貸与および販売の居宅サービス事業 チ. 介護予防福祉用具貸与および販売の介護予防サービス事業 リ. 訪問介護の居宅サービス事業 ヌ. 訪問看護の居宅サービス事業 ル. 訪問入浴介護の居宅サービス事業 ヲ. 訪問リハビリテーションの居宅サービス事業 19. 看護ならびに介護スタッフの教育訓練業務 20. 労働者派遣法に基づく、一般労働者および特定労働者の派遣事業 21. クレジットカードの取扱業務 22. 貨物運送業務 23. 古物商に関する一切の業務 24. 廃棄物の収集、運搬、処理および資源再利用事業 25. 建物および各種付属施設の保守・管理・修理・清掃・消毒および害虫等の駆除に関する事業 26. 発電および売電に関する事業 27. 前各号に掲げる事業のコンサルティング業務および各種市場調査の受託 28. 前各号に付帯関連する一切の業務 平成29年 7月27日変更 平成29年 8月 9日登記</p>
発行可能株式総数	8000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2000株
資本金の額	金1億円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の全部の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 6月 8日変更 平成18年 6月20日登記

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>中山正明</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 4月 1日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>松岡正和</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 3月31日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>山元達也</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 4月 1日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>小出篤</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 4月 1日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>香曾我部武</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 4月 1日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>取締役</u> <u>中山正明</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記

	<u>取締役</u> <u>山元達也</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>小出篤</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>問田勇</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>香曾我部武</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u> <u>中山正明</u>	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 4月 1日辞任
		平成31年 4月 3日登記
<u>取締役</u> <u>山元達也</u>	平成30年 4月 1日就任	
	平成30年 4月10日登記	
	平成31年 3月31日辞任	
	平成31年 4月 3日登記	

	取締役 <u>小 出 篤</u>	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 4月 1日辞任
		平成31年 4月 3日登記
	取締役 <u>問 田 勇</u>	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 3月31日辞任
		平成31年 4月 3日登記
	取締役 <u>香 曾 我 部 武</u>	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 4月 1日辞任
		平成31年 4月 3日登記
取締役 中 山 正 明	平成31年 4月 1日就任	
	平成31年 4月 3日登記	
取締役 小 出 篤	平成31年 4月 1日就任	
	平成31年 4月 3日登記	
取締役 香 曾 我 部 武	平成31年 4月 1日就任	
	平成31年 4月 3日登記	
取締役 丹 野 嘉 紀	平成31年 4月 1日就任	
	平成31年 4月 3日登記	
<u>千葉県習志野市香澄五丁目15番17号</u> 代表取締役 <u>中 山 正 明</u>	平成28年 4月 1日就任	
	平成28年 4月12日登記	
	平成29年 4月 1日辞任	
	平成29年 4月11日登記	

	<u>千葉県習志野市香澄五丁目15番17号</u> <u>代表取締役</u> <u>中山 正 明</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
		平成30年 4月 1日辞任
		平成30年 4月10日登記
	<u>千葉県習志野市香澄五丁目15番17号</u> <u>代表取締役</u> <u>中山 正 明</u>	平成30年 4月 1日就任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 4月 1日辞任
		平成31年 4月 3日登記
	<u>千葉県習志野市香澄五丁目15番17号</u> <u>代表取締役</u> <u>中山 正 明</u>	平成31年 4月 1日就任
		平成31年 4月 3日登記
	<u>監査役</u> <u>問 田 勇</u>	平成28年 4月 1日就任
		平成28年 4月12日登記
		平成29年 3月31日辞任
		平成29年 4月11日登記
	<u>監査役</u> <u>澤 田 剛</u>	平成29年 4月 1日就任
		平成29年 4月11日登記
<u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u>	平成28年 6月 9日重任	
	平成28年 6月22日登記	
<u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u>	平成29年 6月19日重任	
	平成29年 6月27日登記	
<u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u>	平成30年 6月15日重任	
	平成30年 6月26日登記	
<u>会計監査人</u> <u>有限責任監査法人トーマツ</u>	令和 1年 6月17日重任	
	令和 1年 6月21日登記	

大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月11日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月11日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成25年5月31日設定 平成25年6月5日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成12年4月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 2年 1月 9日

大阪法務局北出張所
登記官

北 田 英 明



定 款

第1章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、ロイヤルホームセンター株式会社 と称し、英文ではROYAL HOME CENTER CO., LTD.と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築資材、塗料、木材、金物、建築工具・器具、家具、インテリア・エクステリア用品、家庭用電気機器、厨房機器および空調設備の販売
2. 動物、動物用医薬品、ペット用品、植物、園芸用品、農機具、畜産機具、肥料、農薬、劇物および毒物の販売
3. 日用品雑貨、衣料品、スポーツ用品、釣具、楽器、玩具、遊戯具、書籍、文房具、事務用機械・器具および度量衡計器の販売
4. 時計、眼鏡、電話機器、写真機、写真材料、光学機器、美術工芸品、装身具および喫煙具の販売
5. 煙草、塩、酒類、印紙、切手、医薬品、化粧品、食料品、飲料品および石油・ガスその他燃料の販売
6. 自動車、自動二輪車、原付自転車、自転車およびその部品、付属品の販売ならびに整備業
7. 動物の飼育ならびに植物の栽培
8. 出版業、複写業、撮影・録音に関する業務およびコンピュータのハードウェア・ソフトウェアの製造・販売
9. 介護用品、福祉用具、健康器具、医療用器材および医療用消耗品の販売
10. 前各号の商品の卸売、レンタル・リースならびに輸出入業
11. 一般旅行業、国内旅行業および旅行業代理店業
12. 自家発行型前払式証票および第三者発行型前払式証票の発行および販売
13. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証
14. 文化教室、各種教育研修会および講習会の開催ならびに開催の受託

15. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
16. 土木建築工事、増改築工事、造園工事、および室内設備装飾工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、石工事、左官工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、建具工事、電気工事の請負業
17. 建築物の設計、工事監理
18. 介護保険法に基づく、下記の居宅サービス事業および居宅介護支援事業
 - イ. 居宅療養管理指導の居宅サービス事業
 - ロ. 短期入所生活介護の居宅サービス事業
 - ハ. 痴呆対応型共同生活介護の居宅サービス事業
 - ニ. 通所介護の居宅サービス事業
 - ホ. 通所リハビリテーションの居宅サービス事業
 - ヘ. 特定施設入所者生活介護の居宅サービス事業
 - ト. 福祉用具貸与および販売の居宅サービス事業
 - チ. 介護予防福祉用具貸与および販売の介護予防サービス事業
 - リ. 訪問介護の居宅サービス事業
 - ヌ. 訪問看護の居宅サービス事業
 - ル. 訪問入浴介護の居宅サービス事業
 - ヲ. 訪問リハビリテーションの居宅サービス事業
19. 看護ならびに介護スタッフの教育訓練業務
20. 労働者派遣法に基づく、一般労働者および特定労働者の派遣事業
21. クレジットカードの取扱業務
22. 貨物運送業務
23. 古物商に関する一切の業務
24. 廃棄物の収集、運搬、処理および資源再利用事業
25. 建物および各種付属施設の保守・管理・修理・清掃・消毒および害虫等の駆除に関する事業
26. 発電および売電に関する事業
27. 前各号に掲げる事業のコンサルティング業務および各種市場調査の受託

28. 前各号に付帯関連する一切の業務

第 3 条 (本 店)

当社は、本店を 大阪市 に置く。

第 4 条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

第 5 条 (公告の方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第 6 条 (発行する株式の総数)

当社の発行可能株券総数は、8,000株とする。

第 7 条 (端株原簿への不記載)

当社は、1株に満たない端数について端株原簿へ記載しない。

第 8 条 (株式の譲渡制限)

当社の全部の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

第 9 条 (株式の割当てを受ける権利等の決定)

当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

第10条 (株式に関する事項)

当社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款の他、取締役会の定めるところによる。

第11条 (基準日)

当社は毎年3月31日の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)最終登載または記録の株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、

その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条 (株主名簿の閉鎖)

当社は、事業年度末日の翌日からその定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載または記録の変更を停止する。

2. 前項の場合のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、株主名簿の記載または記録の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

第13条 (招 集)

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

第14条 (招集者)

株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。

第15条 (招集地)

株主総会は、本店所在地において開催する。

第16条 (議 長)

株主総会の議長には、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に支障のあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第17条 (議決権の代理行使)

株主が代理人によって議決権を行使する場合には、その代理人は当社の株主であることを要する。

但し、その代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第18条 (決議方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および監査役

第19条 (取締役および監査役の設置ならびに員数)

当会社には、取締役3名以上、監査役1名以上とする。

第20条 (取締役および監査役の選任)

当会社の取締役および監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の議決によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役および監査役の任期)

取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
3. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。
4. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役の選任)

取締役会の決議をもって、代表取締役1名以上を定める他、会長、社長、副社長、相談役等役付取締役若干名を定めることができる。

2. 取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

第23条 (報酬等)

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役と監査役に区分して株主総会の決議でこれを定める。

第5章 取締役会

第24条 (招集権者)

取締役会の招集は、取締役社長が行う。

第25条 (招集手続)

取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

第26条 (議長)

取締役会の議長には、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって他の取締役がこれを行う。

第27条 (決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第6章 会計監査人

第28条 (会計監査人の設置及び員数)

当社は会計監査人を1名とする。

第29条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の議決によって選任する。

第30条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
3. 補欠により選任された会計監査人の任期は、退任した会計監査人の任期の満了する時までとする。

第31条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、取締役会の決議をもって監査役の同意を得てこれを定める。

第7章 計算

第32条 (事業年度および決算期)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 (剰余金等の処分)

当会社の剰余金等は、株主総会の承認を経て処分する。

第34条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第35条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

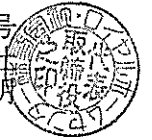
令和2年1月10日

この写しは、当社定款の原本と相違ないことを証明します。

大阪市西区阿波座一丁目5番16号

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役 中山 正明



届出遅延理由書

令和 2年 1月31日

奈良市企業局経営部経営管理課内
公益社団法人日本水道協会 奈良県支部事務局 様

事業所名 ロイヤルホームセンター株式会社

住 所 大阪市西区阿波座一丁目5番1

氏 名 代表取締役 中山 正明

電話番号 代表 06-4391-8838

ロイサポートコールセンター直通 0120-00-6186



この度 本社移転に伴い住所を変更し、遅滞なく届出すべきところ

登記迄に日にちを要し、また社内業務多忙の為 遅延いたしました。

変更手続きが遅延し誠に申し訳ございませんが、何卒受理頂きますようお願い申し上げます。

問い合わせに関しましては、上記記載のロイサポートコールセンターへ連絡頂けますようお願い申し上げます。

以上